

今治市学校施設等長寿命化計画（改訂案）に対する意見募集の結果について

※いただいたご意見は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように一部要約しております。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方	計画修正の有無
1	<p>今治市学校施設等長寿命化計画（改訂案）について、元々の計画に対してどう変わったのか、若しくは今後どのように施設を維持していくのか、要点をまとめた概要版（他市の記載内容を参照）を作成してほしい。</p> <p>計画期間中にどの学校で、どのような改修等を行う予定か示してほしい。</p>	<p>他市の記載内容を参考に作成した概要版については、本計画の公表とともに市ホームページに掲載させていただきます。</p> <p>計画期間中の改修等についても概要版にてお示しいたします。</p>	無
2	<p>学校施設は、災害時等に避難所としての機能も求められるが、立地によっては発生する災害により使用できない学校があると思います。</p> <p>現在対応できていない災害種別への対応を、学校ごとにどのようにしていくのか、示してほしい。</p>	<p>本市では、災害対策基本法に基づき、洪水・津波・土砂災害等災害の種別ごとに安全性等の基準を満たす施設を「指定緊急避難場所」として指定しております。</p> <p>現在対応できていない学校に対して個別具体的に改修方法をお示しすることはできませんが、大規模な改修や設備機器の導入の際は防災部局と連携し、対策を検討してまいります。</p>	無
3	<p>表 6-1-4 「今後 10 年間における整備計画（詳細）平準型」（P.34）では令和 10 年度から令和 12 年度の間、事業費が大きく減少するが、この期間には大規模改造を増加させることはできないのか。早く対応すればよいと思います。</p>	<p>令和 15 年度までに屋内運動場への空調設備の全校設置を目指し、令和 8 年度から発注支援業務を開始します。令和 10～12 年度は空調整備を優先するため大規模改造の事業費が減少していますが、学校施設の健全度や緊急性に応じて事業の前倒しも検討してまいります。</p>	無